

令和3年第3回東大和市議会定例会会議録第17号

令和3年9月17日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（14名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	田村美砂君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	川口荘一君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	田辺康弘君
学校教育部長	矢吹勇一君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	鈴木俊也君	産業振興課長	小川泉君

議事日程

第1 第60号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第6号）

〔厚生文教委員会審査報告 日程第2～日程第6〕

- 第 2 3 第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情
- 第 3 3 第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情
- 第 4 3 第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情
- 第 5 3 第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情
- 第 6 3 第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第7〕

- 第 7 第59号議案 市道路線の一部廃止について

〔決算特別委員会審査報告 日程第8～日程第14〕

- 第 8 第43号議案 令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第44号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 第45号議案 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 第46号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 第47号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 第48号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計決算の認定について
- 第14 第49号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について
- 第15 委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第16 議第5号議案 新型コロナウイルス感染症対策の緊急を要する強化に関する意見書
- 第17 閉会中の特定事件調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第17まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 9月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る9月15日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日机前にお配りしておりますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案1件が提出されたことを確認いたしました。

そのうち、議第5号議案につきましては、全議員による提出となっております。

なお、9月14日正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第60号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第6号）

○議長（関田正民君） 日程第1 第60号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第60号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の限度額が国から示されたことにより、市内事業者及び市民の皆様への効果、要望等を勘案してキャッシュレス決済を利用した消費活性化事業に取り組むため、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358億8,842万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は4,481万5,000円の増額であります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額であります。

第19款の繰入金は518万5,000円の増額であります、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第7款の商工費は5,000万円の増額であります、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

以上であります、事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は4,481万5,000円の増額であります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額であります。

7ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は518万5,000円の増額であります、財政調整基金とりくずしの増額であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は5,000万円の増額で、補正後の予算額は358億8,842万1,000円となるものであります。

9ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

7款1項商工費、2目商工振興費、5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は5,000万円の増額であります、消費活性化事業委託料を増額するものであります。

キャッシュレス決済を利用した消費活性化事業につきましては事業の効果が大きく、市内事業者及び市民の皆様から大変な御好評を得ておりますことから、令和3年6月及び8月に引き続き、令和4年2月の実施を予定するものであります。

なお、財源につきましては、ここで国から限度額が示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分を令和3年第1回市議会臨時会において議決をいただきました、企業等応援金事業に充当することとし、同事業に充当を予定しておりました地方単独分の交付金を活用して、本消費活性化事業を実施するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は5,000万円の増額で、補正後の予算額は358億8,842万1,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） おはようございます。

では、質疑をさせていただきます。

今般の国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の活用方法について、市はキャッシュレス決済による消費活性化事業に活用していくことを決断をされました。

公明党として、昨年度より、コロナ禍での地域産業支援を訴えてまいりましたが、キャッシュレス決済の実施についても高く評価をしているところでございます。今定例会でも、会派同僚議員の一般質問においてさらなる事業展開の検討を要望してまいりましたが、市の今回の決断を高く評価いたします。

そこで、交付金の活用については様々な活用方法が選択肢として考えられる中、事業概要としてお示しいただいたような形になったその経緯と理由についてお伺いをいたします。

また、今回の決定に際し、関係各所と連携、意見交換等しながら進められたのか、そしてこの事業が市内事業者並びに消費者へ与える施策効果についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○財政課長（鈴木俊也君） それでは、私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の活用について、そこに至る経緯と理由につきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、交付金の対象事業につきましては、国からの通知によりまして、新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者への支援、感染症防止強化策・見回り支援とされてきましたことから、本市議定会初日の一般会計補正予算（第5号）の御審議におきまして、交付金を消費活性化事業に直接充当することができない旨、御答弁をさせていただいたところでございます。

その後、今回の交付金につきましては、次のとおり検討してまいりました。

1点目は、今回御提案申し上げますように、事業者支援分の交付金を既存の事業に活用しまして、一般単独分の交付金と組み替えて活用を図る対応でございます。この1点目につきましては、市内事業者や市民の皆様から大変な御好評を得ており、事業の大きな波及効果がありますことから、消費活性化事業を実施することとしたところでございます。

2点目は、事業者支援分の交付金を既存の事業に充当しまして、感染症対策として市が負担する予定だった一般財源を減額するという対応でございます。この2点目につきましては、市長から市民や事業者のために今回の交付金を活用すべきである旨の御指示がございました。そのため、選択肢からはなくなったところでございます。

経緯と理由につきましては以上でございます。

関係各所と連携、意見交換等につきましては、産業振興課長から御答弁をさせていただきます。

以上です。

○産業振興課長（小川 泉君） それでは、補正予算書10ページにございます新型コロナウイルス感染症対策事業の消費活性化事業に係ります事業の決定に際しての関係を私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、事業の決定に当たりましては、6月の消費活性化事業に伴い実施いたしました事業者アンケートの結果なども参考に、東大和市商工会とも調整を行ってまいりました。

また、実施時期に関しましては、近隣自治体の取組等を勘案した中で、事業の効果とキャッシュレス決済事業者との調整期間等を考慮して決定したものでございます。

施策の効果でございますが、令和3年2月の実施におきましては、例年売上げが低減する時期の実施であつ

たため、過去にも例を見ないほどの記録的売上げとなったとの御意見も伺っているところでございまして、事業者に対しましてはおおむね同様の効果があるものと考えているところでございます。

また、消費者にとりましては、ポイント還元に加えまして、現金に触れずに衛生的な支払いができる点で感染防止対策の普及に結びつくなど、市内の消費活性化に大変大きな効果があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 補正予算書10ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費、それから6ページの地方創生臨時交付金増額のところで伺います。

今御説明ありましたが、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付分については8月20日に事務連絡が出ていて、その事務連絡で対象事業は4月30日の事務連絡と同じだということを出されていますけれども、この交付金の追加そのものが9月12日まで、今9月末まで延長されていますけれども、9月12日まで緊急事態宣言が延長されたということで、これに影響を受ける事業者の支援、事業者に関わる直接支援のために組まれたというのがこれらの事務連絡を見ると明らかですね。

それで、消費活性化事業ではなくて、直接支援にこの本来の趣旨からいえば、いろんな操作をやらずに直接支援に振り向けるっていうのが本来の使い方ではないかって思いますけれども、その点についての認識を一点。

それからもう一点は、この事業実施が来年2月ということですが、今言いましたように、9月12日まで緊急事態宣言が延長されるに伴って、事業者に多大な負担をかけると。そこを支援するという趣旨からいえば、なるべく早く実施をすべきことなのではないかというふうに思いますが、その2点について伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書5ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関係、また補正予算書の9ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の関係でございます。

地方創生臨時交付金の事業者支援分につきましては、菅総理大臣が発表した後に実施する事業に限定されたものではないということで認識をしているところでございます。令和3年度に実施する事業に対するものとして活用をするものと、このように考えております。

以上でございます。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書9ページ、10ページにございます新型コロナウイルス感染症対策事業費の実施時期についてでございます。

実施時期につきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、近隣の自治体が令和3年年度末に向けて、今後実施予定が詰まっている状況もございまして。こうした近隣自治体の取組状況を勘案した中というものでございまして、また事業の実施に際しましては、キャッシュレス事業者との調整期間というものも一定程度必要となっております。こういったものも含めまして実施時期は決定をいたしております。

また、先ほどと重複いたしますが、2月の実施がやはり一番効果的な時期ということで、これにつきましては連携機関であります商工会とも調整を図って実施時期のほうを決めさせていただいております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 国庫支出金5ページと、9ページの商工費のところですが、今交付金についての御答弁で、令和3年度の事業に充当すればいいんだと。ですから、違法な使い方でないということは私は分かってるんです。ただ、本来の趣旨からいえば、直接支援に充てるという使い方がこの本来の8月17日ですか、菅首相の会見で発表されたこの交付金追加の趣旨なんではないかということなんです。その点での検討につい

て伺いたいと思います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書5ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、またその用途についてということでございますが、直接使うべきではないという御質疑でございますが、令和3年度に既に行っております企業等の応援金の事業、こちらのほうに今回の事業者支援分を充当するという形で、直接充当されているという認識でございます。組替えをするような形で今回の消費活性化事業のほう、取組をさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（関田正民君）** 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（関田正民君）** 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○**16番（荒幡伸一君）** 公明党の荒幡伸一です。私は、公明党を代表して、第60号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大が経済活動に与えた影響は非常に大きいものがあります。それに対し、国や東京都の交付金等を活用しながら、東大和市ではキャッシュレス決済による消費活性化事業を継続的に遂行されました。この事業は、市内外の事業者や消費者に大きな影響を呼び、多くの好意的な評価をいただいているものです。

質疑でも述べましたように、私ども公明党として、昨年度より地域産業を支える施策の展開を要望し、これまで実施されたキャッシュレス決済の活用による事業について高く評価をしておりました。

第5波による毎日の陽性者数はここところ減少しつつありますが、日常の経済活動の先行きは依然として不透明な部分もあります。そのため、今後とも、市には国や東京都と連携をして、市内事業者の支援を推進していただきたいと考えております。

今般、国から交付される地方創生臨時交付金4,481万5,000円を活用し、さらに財政調整基金も取り崩して行う本事業は、先月までに実施された事業成果を踏まえると、これまで同様大きな施策効果が期待されるところでございます。

事業の実施時期並びに内容が市民に広く周知されるようお取り組みいただき、市内における消費活性化に大いに寄与し、コロナ禍の影響を受けた市内事業者の事業継続と、その発展をしっかりと後押しできるよう強く望み、今補正予算への賛成討論といたします。

以上です。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第60号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第6号）に対し、日本共産党市議団を代表して賛成討論します。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付4,481万5,000円を財源として、Pay Payを活用した消費活性化事業を実施するものです。これは、市民の暮らしの支援にも事業者の売上げ向上にも一定の効果を発揮すると考えます。

同時に、幾つかの問題を指摘したいと思います。

第1に、今回の臨時交付金は、9月12日まで緊急事態宣言が延長したことを受けて、事業者の直接支援のために決められたものです。消費活性化事業には使えません。そこで、1号補正で計上し、7月まで申請を受け付けて既に終了した事業者応援金事業の財源にこの追加交付金を振り向けて、そこで浮いた一般財源をキャッシュレス決済に使うというつくりになっています。本来の交付金の使途に従って、緊急事態宣言で困窮している事業者への直接支援に広く使うべきだということです。

事業者支援という点でいうと、消費活性化事業は、市の御努力で参加店舗は広がったとはいえ445店舗で、市内中小事業者2,483の18%です。

日本共産党市議団は、売上げが20%から50%減少した事業者を対象とした直接支援を求めてきましたが、7月までの事業者応援金は、家賃支払いという条件を外した結果、昨年度314事業所に対して今年度は674事業所となり、市内事業者に占める割合は27%となりました。さらに、コロナ融資を受けているという条件を外して直接支援を広げるよう求めるものです。

民主商工会でお話を伺いましたが、融資を受けて事業継続を図るといふ事業者はまだいいほうで、融資を受けるといふ選択肢を取ることができない困窮した事業者が大勢いらっしゃるというお話です。

コロナ危機という自己責任で切り抜けることのできない困難な中で、融資を受けているかどうかで事業者を選別するのは間違いだということを厳しく指摘するものです。

第2に、消費活性化事業を来年2月に実施する予定ということです。緊急事態宣言は9月末まで延長されましたが、この交付金は9月12日までの延長に伴って事業者を支援するために追加されたものです。前倒しでできるだけ速やかに実施し、不足であれば、一般財源も活用して2月にも実施するという対応を求めます。

第3に、コロナ交付金の枠内にとどまらず、コロナ危機から市民の命と暮らしを守るために、決算処理で積み上げた総額66億円以上の基金の一部を積極的に取り崩して必要な補正予算を緊急に編成するよう、本議会初日の第54号議案討論で求めました。

しかし、本補正予算は、4,480万円の交付金の枠内にとどまるものとなりました。市内で一時は150人を超えた自宅療養の方々、一般質問でも取り上げましたが、多くが放置状態で、少なくない方々が現実に命の危険にさらされています。8月、都内でコロナに感染し自宅で死亡した方は、警察庁が把握しているだけでも112人と報道されました。保健所と情報を共有し、市が一体となって市民の命を守る施策が必要です。

ワクチン接種でも、金曜日は集団接種の体制が取れていなかったり、在宅で接種を希望する方々への対応も含めて、安全・迅速な接種が促進されなくてはなりません。

同時に、ワクチンで集団免疫を実現することは困難というのが政府分科会の公式見解です。東京都が行ったモニタリング検査では、今明らかになっている感染者の10倍以上の感染者がいることとなります。党として、ワクチンと一体で大規模検査を行うことなどを16日には首相に緊急要請を行ったところです。

PCR検査の拡充という点でも、障害福祉施設や介護施設の集団接種の全額補助について、通所施設も対象

に加えてほしいという声がある。財源は全額東京都で、東京都の枠組みとしては通所施設も対象となっている。だから、市の制度設計を通所施設も対象とすれば、重症化しやすいこうした施設での集団PCR検査が実施できるのに、市の体制が取れないからというだけの理由でこれが実施できずにいる。こうした状況を打開するための予算編成が必要です。

中小事業者応援金については既に述べましたが、介護事業者や障害福祉事業所への給付金も必要です。コロナ危機から市民の雇用と営業、暮らしを守るために、今年3月、日本共産党市議団としては、11億円余の予算組替動議を提出したところです。

コロナ危機から市民の命と暮らしを守り、感染を抑え込むための大規模な補正予算を緊急に編成するよう求めて、討論とします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第60号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前 9時58分 休憩

午前10時 2分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情

日程第3 3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情

日程第4 3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情

日程第5 3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情

日程第6 3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第2 3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情、日程第3 3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情、日程第4 3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情、日程第5 3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情、日程第6 3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラス

メントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情、以上、陳情5件を一括議題に供します。

以上5件につきましては、厚生文教委員会委員長、木戸岡秀彦議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） ただいま議題に供されました3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情、3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情、3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情、3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情、3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情、以上5件の陳情につきまして、厚生文教委員会における審査経過並びに結果報告を御報告申し上げます。

今回の審査は長時間行われており、陳情件数が多いため、少々時間を頂戴させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

これらの審査は、令和3年9月9日、本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

初めに、3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情について御報告申し上げます。主な質疑は次のとおりであります。

所得ゼロの世帯の割合がこの5年間で増えていると思うが、どのように認識されているかとの質疑に対し、国民健康保険加入者における高齢者の方の割合が高まっており、それに伴い年金収入のみの加入者の割合が増えたと考えられる。特にコロナ禍以降、感染拡大防止のために市民生活が制限され、収入減少など経済的な影響を受けている方が一定程度いると認識している。市では、コロナ禍の影響による保険税減免策を他市より拡充して対応しているとの答弁がありました。

次に、現在7割減免の人数と、陳情者の求める9割減免を行った場合の必要予算についての質疑に対し、令和3年度の当初課税ベースで、均等割7割軽減該当のうち所得ゼロ円の人数については2,196名で、7割軽減を9割軽減に拡充させた場合の差額にこの人数を乗じて得た影響額として2,181万円との答弁がありました。

次に、陳情趣旨にある所得ゼロ円の世帯の収入はどのような金額になっているのかとの質疑に対し、所得ゼロ円になるのは、その収入の種類により控除額が変わってくる。一概には言えないが、65歳以上の方の年金収入のみの場合、110万円以下の収入の方、給与収入の場合になると55万1,000円未満の方が所得ゼロ円になる可能性があるとの答弁がありました。

次に、収入がゼロの方の国民健康保険料の取扱いはどうなるかとの質疑に対し、収入がゼロの場合でも、応分の保険税を現行制度の上で納めていただくようお願いするとの答弁がありました。

次に、現在軽減として2割、5割、7割があるが、これは市が独自に条例改正をすれば9割減という制度を独自につくれる仕組みなのか、他の自治体で9割軽減を実施している自治体があるのかという質疑に対し、条例で拡充ができるかに関してはほかに例がなく、9割軽減を行っている自治体は把握していないとの答弁がありました。

次に、収入がなく、非常に低収入の方が保険料を払うことが難しいという場合、救済措置として、生活保護などほかの制度があるのかとの質疑に対し、救済策については生活保護の制度が一つ考えられる。所得ゼロ円の世帯については、納税義務者の死亡や災害などの理由で生活困窮に陥った世帯というものがある。そういつ

た世帯を対象とした保険税の減免制度もある。減免基準に該当すれば保険税の減免が受けられるとの答弁がありました。

次に、市民負担を軽減するような要望を行っているかとの質疑に対し、国や東京都へ医療保険制度の一本化とか、公費拡大について東京都市長会を通じた要望を続けているとの答弁がありました。

次に、国保税の均等割については健保組合にはない制度だと思うが、この均等割が導入されている目的、狙いについての質疑に対し、健保組合などの被用者保険にはない制度であり、国民健康保険の均等割については、国民健康保険という制度において、加入されている皆さんが等しく保険給付を受ける権利があるために、加入者の人数に応じて応分の保険料を御負担いただいている。均等割については、一定の所得基準以下の方には7割、5割、2割の均等割の軽減があるとの答弁がありました。

次に、市は国保における財政の健全化のため、医療給付と保険税負担を均衡にすることを進めていると思うが、その点についての質疑に対し、全国的には既に8割の市町村が赤字補填繰入れを行っていない。国民健康保険については、現行制度において受益と負担の均衡が図られた適切な保険税課税を行いたいと考えているとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

国保税のことを論議している中で、本来国がやるべき制度である、今東大和市の広域化の中、本来市町村レベルではなく、都道府県や国に対して一定の配慮を求めてやらなければ、自治体によって差があるのは本来おかしい制度であると思っている。このような内容に関しては、残念ながら、同情はするが、賛成しかねるといふ判断をしているとの発言がありました。

自由討議を終了し、1名の委員が賛成討論を行い、討論を終了、採決の結果、起立少数により、3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情は、不採択と決しました。

次に、3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

段階的廃園が乳幼児に与える影響について、現場の保育士や専門家の見解を聞いたり、他市の事例など検証を行ったかどうかとの質疑に対し、子ども・子育て支援会議委員、私立保育園長会への意見聴取を実施しながら検討している。他市の事例についての検証はしていない。今後、狭山保育園の保育士と共に具体的な検討を行っていくとの答弁がありました。

次に、入園停止については再開を検討するという答弁があった。検討状況について、例えば兄弟児だけに限定するなどということを考えているのかとの質疑に対し、入園停止の再開については、今後の保育士の定年退職を見込みながら、受入可能な児童数での募集を再開する方向で検討しているとの答弁がありました。

次に、狭山保育園を廃園にするガイドラインと、東大和市を日本一子育てしやすいまちにするというこの方針というのは整合性があるのかとの質疑に対し、狭山保育園を今後維持していく場合、大変老朽化が進行しているため、将来世代に負担を担っていただく形になっていくと考えている。日本一子育てしやすいまちというのは、今の子供たちと孫を含め、将来にわたる人々へ今の世代が適切な施策の展開を進めながら、市民サービスの維持向上も図りつつ、限りある財源の下、適切な行財政運営を図っていくことが日本一子育てしやすいまちにつながると考えているとの答弁がありました。

次に、段階的廃園は決定事項ではないという表現があるが、この段階的廃園は決定事項ではないのかとの質

疑に対し、段階的廃園については、パブリックコメントも終了しており、それを踏まえて政策的な意思決定で最終的な市長の決裁をいただいている。ただし、公の施設として、最終的な廃止となるものについては条例で廃止をしていく必要があり、適切な時期に議決をいただく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、陳情趣旨には、新規入園者停止の撤回を求めるとある。今後市は新規入園の募集再開の検討を行うと答弁されたが、市はどのように考えているのかとの質疑に対し、現在保護者の意見や要望、パブリックコメントの意見などを踏まえて、保護者の皆様の不安や在園する児童への影響を少しでも解消できるよう、新規入園者の募集再開について時期や受入人数の検討を行っている。その検討の内容に基づき、ガイドラインの内容を一部変更する改定を考えている。問題が生じたから無効とするという意味である撤回という考えはないとの答弁がありました。

次に、狭山保育園を一つの事業として見た場合、収支バランスがどのようになっているのかとの質疑に対し、年間およそ2億4,000万強の経常的な費用を必要としている。歳入は、保護者の皆様からの保育料のほか、国や東京都の補助金を含めおよそ1,100万円となっている。およそ2億3,000万円弱の一般財源で運営が賄われており、この主な要因として、平成16年度に、国による地方分権や行政改革の推進、民間でできることは民間にという考えの下、三位一体の改革が行われたことに伴い、公立保育園の施設整備費・運営費の国庫負担が一般財源化され、市が負担する仕組みとなったとの答弁がありました。

次に、施設の老朽化が激しいとの答弁があったが、老朽化によってどのような問題があるのか。仮に更新を考えた場合の問題点としてどのような点が挙げられるのかとの質疑に対し、保育環境の悪化、提供できる保育サービスの低下などが挙げられる。建築・設備ともに特に経年劣化が見られ、物理的な劣化に加えて機能的な劣化が進んでいる。特に、調理室などの衛生管理部分の重要となる設備等の劣化が進んでいる。建て替えを実施した場合、園舎の一時的な閉鎖に伴い、仮園舎の確保や仮園舎への移転など、擁壁の補修や強化などを含めて、建て替えに要する費用は4億円から8億円程度かかると考えているとの答弁がありました。

次に、段階的な廃園に当たっての課題はどの質疑に対し、現在在園している最年少児が卒園した時点で廃園するとしている。現ゼロ歳児クラスの受入れをそのまま再開した場合、生後57日以降から児童の受入れが可能となる。この場合には、令和4年4月1日以降も1歳に到達をしていないため、令和4年度ゼロ歳児クラスを継続していく必要がある。今年度中に募集の再開を行う場合、受入れの月齢などの条件を整えなければいけない課題があるとの答弁がありました。

次に、令和4年4月1日の時点での1歳児の学年についての新規加入を求めると理解したが、この撤回した場合と改定した場合、具体的にどのように募集内容が変わるのかとの質疑に対し、撤回した場合、ガイドラインの内容を将来的にわたって無効とし、現存するゼロ歳児クラスにゼロ歳児を受け入れていくと考えている。改定した場合、現存するゼロ歳児クラスに令和4年4月1日までに1歳となるゼロ歳児を受け入れていくというガイドラインの一部変更となる。令和4年4月からは1歳児以上のクラスを運営していくことが可能となり、検討を行っているとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

ゼロ歳児のクラスの特性、1年かけてクラスの定員に近づくという特性を考えれば、改定することで廃園までの保育環境が守られると考える。一方で、この段階的な廃園の方針については、長年課題である、やまとあけぼの学園の老朽化の建て替え問題や市有地の有効活用など、市の抱える様々な問題を解決していくこと、狭山保育園の老朽化という喫緊な課題に対しても、この方針を速やかに遂行していくことが望まれるとの発言が

ありました。

陳情書の理由として、保護者がとても不安に感じている。その解消と園児に影響が出ないように、現存しているクラスの新規入園者の停止を配慮してほしいということだと思ふ。この趣旨を酌み取って、この陳情については賛成したいとの発言がありました。

改定は限定的な再開になるということで、来年度以降のゼロ歳は入ってこないことになる、下のお子さんも保育園に入れたいという保護者の願いはかなわない。他市ではやっている事例もあるので、どういふ影響を与えるのかを検証すべきだと思ふ。ぜひ撤回をしていただきたいとの発言がありました。

自由討議を終了し、1名の委員が賛成討論を行い、討論を終了、採決の結果、可否同数により、委員長において可否を裁決した結果、3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情は、不採択と決しました。

次に、3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

保護者を含めた市民に対して説明責任を果たす、また保護者の理解を得ながら進めることは大変重要だと思ふ。その必要性についての認識を伺う。その上で、保護者説明会がどのように行われたのかとの質疑に対し、説明会については、令和3年5月31日に開催された東大和市議会議員全員協議会において御説明した後、時期を空けることなく保護者の皆様に説明することを目的として開催したとの答弁がありました。

次に、質疑応答というのは当然行われるべきだったと思ふが、なぜ行わなかったのかとの質疑に対し、質疑応答については、当時、緊急事態宣言の下であり、市の他の多くの会議も書面開催等により感染拡大防止を徹底していた。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、書面での質疑応答とさせていただいたとの答弁がありました。

次に、コロナ感染防止はしなければいけない。ある程度説明が限定的になるのは仕方がないと思ふが、質疑応答がないことで、市が保護者に対する説明責任をきちんと果たしていく、保護者との信頼関係が失われている状況ではないかと思ふ。信頼関係を回復するために、今後どのような進め方をするのかとの質疑に対し、引き続きコロナの感染状況を踏まえ、対面でどうやっていくのか、お話をする環境を整えるよう工夫をしながら、信頼関係の構築に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、段階的な廃園の検討となっているが、廃園するかどうかという方針について理解が得られていないと感じる。そのような手法ではなく、その前の段階で大きく廃園という方針が決まっていく中で、市民や当事者の意見を聞く必要があったのではないか。これは非常にまずいやり方ではないかと考えているとの質疑に対し、平成29年には、民間での活力導入をしていくべきという意見も多々ある。廃園については関わっている関係者も多くいる。狭山保育園に対する思い入れは、今お預けになっているお母さん方よりも、もしかしたら強いのかもしいないかと思っている。それで廃園ありきということだけで考えているわけではない。日本一子育てしやすいまちをつくるために、お子さんの待機児童を解消すること、病児・病後児保育の対応、できる限りの手を打っている。そんな中で、今回の廃園について、廃園をして民間の方に委ねていくときに、今まで数多くの公的な保育園を民間の方にお願いをしてきた実績がある。様々な意見をいただく中で移行してきた。民にお願ひした後は非常によかったという意見が強かったという認識を持っている。今お預かりをさせていただいているお子さんたちを卒園まで責任を持ってお預かりをさせていただくという方針を決めている。段階的ということ

で、今ゼロ歳児でお預かりしている人が年中、年長になったときに今の人数でどうですかという真摯な意見については今、前向きに検討しているとの答弁でありました。

次に、方針を決めたときに市民の意見を聞くということをなぜ行わなかったのかとの質疑に対し、方針の決定については5月10日付で市長決裁をいただき、資料を整え、5月末に行い、市議会議員の皆様へ全員協議会の中で説明をさせていただいた。その後、パブリックコメントを行い、現在市ではパブリックコメントを経て最終的な政策の意思決定をする流れになっているとの答弁がありました。

次に、保護者との十分な意見交換の場に対する感染症対策を考えながら、今後どのような対応をしようとしてきているのかとの質疑に対し、小学校から兄弟で保育園児とかが関わっているようなことで、感染拡大が非常に進んでいると危惧している。また、若い世代のお父様、お母様などのワクチン接種の進捗状況なども鑑みて、ごく少人数の役員などの代表の方々と感染防止対策を図りながら、短時間でどのように行っていくかを考えていきたい。保護者の代表の方にはそのような形で今お話を提示しているとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

これからの十分な説明も、やはりコロナ対策をしっかりと取らざるを得ないという中で工夫も必要だと思う。市として、市の全体の保育環境を一步でも前にという形で、思いが擦れ違わないように意見交換の場を設定していただきたいとの発言がありました。

自由討議を終了し、1名の委員が賛成討論を行い、討論を終了し、採決の結果、可否同数により、委員長において可否を裁決した結果、3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情は、不採択と決しました。

次に、3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

市は基本的に公設と民設民営の差がないと一貫して答えているが、その点について公立保育園の廃止による保育行政の影響についてお伺いしたい。公立保育園がなくなれば現場がなくなり、現場で培う機会がなくなると思う。保育士の専門性を生かした業務は、保育の直接実施のみならず、保護者への相談支援、児童虐待防止に向けて、子ども家庭支援センターなどでの業務、ほかの児童福祉に関する業務などに従事していただくことを考えており、民間保育園ばかりになったときに、東大和の保育園はこういうことを目指すというようなことを共有する場など、どのようになっているのかとの質疑に対し、当市においては、公共性の高い団体に認可保育園の運営を委ねるという強い方針を過去から定めており、市内の認可保育園については、社会福祉法人という社会福祉法に基づいた法人が全て認可保育園の運営を担っている。認可保育園の私立保育園園長会があり、定期的な会議の中でお互いに情報共有を図ったり、国や東京都の様々な情報を日々提供している。意見交換などを行い、全認可保育園の市内の認可保育園の質の向上や事故防止の取組などを徹底して進めているとの答弁がありました。

次に、保護者の皆様から市に寄せられた要望の苦情で、公立保育園と私立保育園での違いなどがあるのかとの質疑に対し、市としては、市内の認可保育園の全てが子供たちに対し適切な高い保育サービスを提供するよう、体制の整備を行うことが市の責務であると考えている。公立保育園と私立保育園の意義や役割の違いについての研究の必要性は認識していない。これまでに届いている市長への手紙やメール、保育課への窓口で対応しております。市内認可保育園への要望や苦情のうち、大変残念で申し訳ないと思うが、例年、狭山保育園への苦情等の件数が私立保育園に比べ多い状況にある。そのため、令和2年度末に狭山保育園保育士に対し補正

予算により予算措置を行い、外部講師を招きクレーム対応の研修の実施や、今年度は職員会議での勉強会などの開始を行って、それらの改善に努めているとの答弁がありました。

次に、日本一子育てしやすいまちづくりをする上で、市内にそういった専門家での論議をする場を設けているのかとの質疑に対し、市長の附属機関である子ども・子育て支援会議をはじめ、任意の会議であるが、私立保育園の園長会などで認可保育園等の質の向上に向けて様々な会議を行い、協議などもさせていただいているとの答弁がありました。

次に、民間というか、保育園ではそういう苦情なりトラブルとかは入っていないかとの質疑に対し、過去この数年の平均値では、私立保育園24施設、これは認可保育園以外の小さな保育園も入っている、24施設中、苦情の件数は101件、3年半弱の合計である。1施設当たりの苦情の件数は4.21件、狭山保育園については過去同じ年で13件ということで、1施設当たりの件数が13件ということで、その差が約9件多かったという答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

今回、保護者の方のアンケートを見ると、非常に熱い思いが書かれている。狭山保育園の評価というものも必要ではないかと思う。一方の意見だけでは見えてこないこともあり、通っている保護者たちの意見をしっかりと市も受け止める必要があると思う。この陳情についてはぜひ採択していただきたいとの発言がありました。

自由討議を終了し、1名の委員が賛成討論を行い、討論を終了し、採決の結果、可否同数により、委員長において可否を裁決した結果、3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情は、不採択と決しました。

次に、3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

本陳情はハラスメントの実態調査の実施を求めています。市がハラスメントの実態調査を行うのはどのような状況の場合に行うのかとの質疑に対し、現在職員課には保育士からハラスメントの相談案件等はなく、相談については対象者、当事者の方が限定されない場合には当事者の意向がとても重要だと考えています。これまでも全体に対する実態調査等は実施したことがないとの答弁がありました。

次に、今回は当事者からではなく、他の方から疑わしき行為が確認されたということで、実態調査を行うことを求めるという陳情ですが、このような状況で実態調査を行うことができるのかとの質疑に対し、ハラスメントにつきましては当事者間の問題と認識している。考え方も一人一人異なるため、当事者本人の意向を丁寧に聞いていく必要がある中では、第三者からの情報や指摘だけでは対応できないと認識しているとの答弁がありました。

次に、ハラスメントについては本真な慎重な対応が必要だと思う。陳情の内容に具体的に書かれていることは、市では当事者の方に確認したことはあるのかとの質疑に対し、こちらのほうから聞き取りなどをしたことはないとの答弁がありました。

次に、市のハラスメント防止指針において被害者からの相談がフローチャートに出ているが、第三者からの職場での指摘などについても対応は特にしないのかとの質疑に対し、指針には、職員課に相談窓口を設置し、当事者の本人あるいは本人が相談をちゅうちょしたり迷う場合もある。周囲の職員また相談を受けた職員から相談を受けられる体制を整えているとの答弁がありました。

次に、今回の廃園の計画について職員への説明をどのように行ったのかとの質疑に対し、説明会については、5月31日の市議会議員の全員協議会が終了した翌日に行った。内容については、市の財政状況について説明し、質疑応答をその場で受けたとの答弁がありました。

次に、市民の方が窓口なり、ハラスメントではないかというようなことを目撃した場合、どういう対応ができるかとの質疑に対し、当事者の意向というのは大変大事になるため、もし仮にそのあたりを確認せず、当事者がもしかしたら双方の聞き取りですとか細かいものを望んでいないのに話合いが進んでしまうことで、その後の双方の関係や、これから話合いをしていこうということもあるかもしれないため、当事者からの意向をまず大事に考えていきたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

陳情趣旨にあるような実態調査、公表などをその当事者の方が望むかどうか分からないが、指摘があったことで調査をしていただきたいとの発言がありました。

廃園に伴う職員の皆様のお気持ちというのは様々個々にあると思う。そのことについては、市の職員課または担当部が丁寧な説明をすることと、本人の意向もよく聞いてほしいと思う。この陳情に応える形の調査というのは、かえって当事者のためにならないとの発言がありました。

自由討議を終了し、2名の方から賛成討論を行い、討論を終了し、採決の結果、起立少数により、3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情は、不採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託された陳情5件についての審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表し、3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情、3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情、3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情、3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情、3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

初めに、第3号陳情について申し上げます。

これまでも議会の場で繰り返し指摘をしてきたとおり、国民健康保険税は、加入者の多くが所得ゼロ世帯を含む低所得者世帯で、その負担は大変重く、既に担税力を超えるものとなっています。加入者の中の所得ゼロ

世帯の割合が年々増加する中、市は国保税の6年連続値上げ計画を進めており、値上げを中止し、値下げに転じることに加え、減免措置の拡充も必要だと考えます。

市がこれまで他自治体よりも先行して多子軽減を導入したことや、国のコロナ減免よりも対象者を拡大したことなど、市独自の減免措置の拡充を行ってきたことは大変重要な取組であり、高く評価をするものですが、それでもなお所得ゼロ世帯、また所得の低い世帯にとって国保税は重過ぎる負担となっており、既に当市においてもこうした方々が必要な医療にアクセスできず、医療を受ける権利を侵害される実例が後を絶ちません。

本来であれば、自治体間の格差が起らないよう、国が負担軽減を進めるべきと考えますが、国の制度改正を待っている、市民の命と健康は救えません。

また、当市が先行して行った多子軽減の取組が近隣自治体に広がりつつあることから、自治体が国に先行して減免措置の拡充を行うことは重要であると考えます。

党市議団は、これまでも国民健康保険税の値下げや減免措置の拡充について繰り返し提案を行ってきました。市民の命と健康、暮らしを守り抜くために、少なくとも陳情者の求める減免措置の拡充が必要だと考えます。

令和2年度決算において確定した令和2年度末の国民健康保険事業運営基金は3億3,427万円、補正予算(第2号)ではさらに2億4,080万円を積み上げ、今年度末の基金残高は約4億円程度となる見込みです。

厚生文教委員会での質疑での市の答弁によれば、陳情者の求める9割減免を実現するための必要予算は2,181万円であり、十分に現実的な提案です。

市は、当市の国民健康保険税が他市に比べて重いという認識もっており、また市が独自で行う減免措置は、国が求める削除すべき赤字に該当しないことから、さらに減免措置の拡充と国民健康保険税そのものの負担軽減を強く求め、本陳情に賛成するものです。

次に、第4号陳情から第6号陳情について申し上げます。

市が今年6月、市立狭山保育園の段階的廃園に向けたガイドラインを突然保護者に示し、さらに保護者説明会が開催されるよりも前に新規入園児の募集を停止したことから、本議会では保護者の方々から4本の陳情が出されました。

狭山保育園で信頼できる保育士の下、たくさんの仲間とともに卒園まで一緒に成長していけると信じて疑わなかったのに、市による一方的な廃園の方針決定により、当たり前には保障されるはずである子供たちの最善の利益や保育を受ける権利が奪われることになった保護者の方々の不安や困惑は想像するに余りあるものです。

しかし、この間の一般質問や本陳情審査の中で、市が公立保育園の全廃という重大な決定を十分な議論もなく市の内部だけで行ったこと、また保護者や保育士含め市民からの意見を聞く期間もほとんど設けずに進めていること、段階的廃園が子供たちに与える影響についても十分に検証していないことなどが明らかになりました。

最大の問題点は、この計画が子供の最善の利益を保障する立場に立っていないことです。市はこの間、公立保育園と私立保育園について、意義や役割の差異はなく、市内の認可保育園の全てが適切な質の高い保育サービスを提供するよう体制整備を行うと繰り返し答弁しています。しかし、党市議団がこれまで開示を求めてきた市内部での様々な会議録や陳情資料を読む限り、子供の最善の利益を保障するための保育の質とはどういうことなのかという基本的な議論は行われていません。

保育の質とは何か。一つには、1人当たりの面積基準や園庭、調理室の有無など、施設の充実が挙げられます。大前提である安心・安全にとどまらず、思い切り遊べる広さのある園庭や給食やおやつ、お昼寝のため

の十分なスペースが確保された保育室、手作りのおいしい給食を作る調理室などが子供たちの豊かな発達には必要不可欠です。そして、保育の質を決定づけるのは、それぞれ違った特性を持つ子供たち一人一人に丁寧に向き合い、その子らしく発達することを支える保育士の専門性ではないでしょうか。

しかし、国においては、待機児童解消を理由に、ただでさえ最低限であった保育基準の規制緩和が繰り返され、定員を超えた詰め込み保育、認可園であっても園庭なしや給食の外部搬入などが容認されてきました。さらに、保育士の専門性を支える労働基準は低いまま改善されず、低賃金、長時間労働がまだまだ放置され続けます。繰り返されてきた規制緩和や進まない保育士の処遇改善によって、保育の質が置き去りにされてきた結果、保育園での死亡事故という最悪のケースも起きています。

こうした中、市に求められるのは、子供たちに豊かな保育を保障することを最優先に保育施策を発展させることではないでしょうか。

市は、公立と私立において意義や役割の差異はないと強弁していますが、行政機関である直営の公立保育園と、民間事業者に委託して保育を行ってもらう私立保育園では、その意義や役割が違うのは自明であり、公立保育園には、市の保育理念を基本に地域全体の子育て支援を担い、市全体の保育の質を底上げする役割を果たすことが求められます。

市は、当市の認可保育園を担っていただいている事業者が公共性の高い社会福祉法人であることを理由に、公私の質の差はないという認識を示しましたが、保育の質を支える財政基盤という点では大きな格差があることを御存じのことと思います。

私立保育園に投入されている公費は、最低基準を下回らないための最小限の費用にすぎず、安心・安全な保育を行うために不十分であることから、多くの私立保育園では国の配置基準を上回る保育士を雇っています。しかし、公費は国の配置基準に基づいていることから、保育士1人当たりの賃金は低くなる傾向にあり、事実、私立保育園の保育士の平均賃金は他の福祉職との比較でも、女性労働者との比較でも最も低い水準となっています。そのため、公立保育園に比べ保育士確保にも苦慮しており、定着率も低いことが各種の調査でも示されています。

決算審査において、保育の質と保育士の定着率のつながりが見えないというような御答弁もありましたが、子供や保護者との信頼関係は日々の積み重ねによって築かれるものです。赤ちゃんのときから数年にわたって見てくれるからこそ、体調を崩す前のちょっとした変化に気づいてもらえたり、ふだんの様子との違いから大きな病気を見つけてもらえたりすることもあります。担任でなくても、子供の特性や苦手なこと、兄弟との関係なども配慮してもらえたり、担任を離れても温かく成長を見守ってもらえたり、数年にわたる子供や保護者との関わり合いの中でこそ、質の高い保育実践が生まれるのではないのでしょうか。

保育士が定着せず年に何人も保育士が入れ替わるような園は、保育士にとって働きやすい場所とは言えず、同時に保育士が働き続けられないような園は子供にとってもいい園にはなり得ないものと考えます。

市が、市の責務において市内の認可保育園の全てが適切な質の高い保育サービスを提供するよう体制整備を行うというならば、私立保育園の財政保障を十分に行い、保育士の安定的な確保に加え、少なくとも数年単位での継続雇用を保障するだけの具体的な支援を行うべきです。そうした展望もないままに、公立保育園が本来果たすべき役割、保育の重い責任を財政の裏付けが不十分な事業者に押し付けるのであれば、事業者への責任転嫁、公的責任の放棄と言わざるを得ません。

次に、段階的廃園が子供に与える影響について指摘いたします。

他市の事例を見ても、段階的廃園に伴う新規入園募集の停止が子供と保護者に甚大な影響を与えていることは明らかです。

東久留米市で2年前より新規入園児の募集が停止された園の保護者からは、2人目は諦めた、安心して子育てしていけるはずの保育園なのに、廃園でこんな目に遭わされるなんて思わなかった、下の子が保育園に入れたとしても兄弟別園になってしまうため、2園送迎する毎日が待っている、勤務時間を復帰前より減らすことを職場に相談しなければならず、仕事は好きなのに前向きな気持ちになれない、下の子を園庭で三輪車に乗せてあげるのが夢だった娘は、今でも下の子と同じ保育園だったらなど言っていて、そのたびに心が痛むなどなど、こうした声が上がっており、新入園児の募集停止によって兄弟一緒の通園、小さい子のお世話や大きくなった喜びの実感もできず、仲間と一緒に卒園する機会も奪われることが分かります。

しかし、一般質問でも、陳情審査の中でも、市が新入園児の募集停止が子供たちに与える具体的な影響について、こうした他市の事例を聞き取るなどの最低限の検証もしていないということが明らかになりました。また、影響を最小限にとどめるための具体的な手法についても、これから現場の保育士と検討するという極めて不透明なものでした。

市は、本議会の一般質問で、新入園児の募集停止については、入園募集を再開する方向で検討していると答弁しましたが、陳情審査では、あくまでも限定的なものであり、来年度からのゼロ歳児の受入れは行わない方針を示しました。

保護者は、子供たちの豊かな育ちをただひたすらに願っています。新入園児の募集停止が子供たちに与える影響すら検証せず、段階的廃園を進めることは、子供たちが良質で豊かな保育を受ける権利を著しく侵害するものであり、直ちに撤回することを求めます。

次に、待機児童対策の後退と保護者の保育ニーズについての指摘です。

市は、狭山保育園をなくすことによる代替園はないという見解を示しました。市の最北に位置していることから、ニーズは他の地域から比べれば多くはないかもしれませんが、現に狭山保育園を必要としている保護者や子供たちがいる以上、なくしてしまっていていいとは到底思えません。保護者の中には、私立保育園の特色ある保育を望む方がいるのと同様に、公立保育園の標準的な保育を望む方もいます。都の調査でも、保護者の半数が公立保育園を望んでいることは一般質問でも御紹介したとおりです。廃園により地域の子育て環境が悪化し、子育て世帯が減っていくことも懸念されます。

市は、今年4月1日時点の狭山保育園の入園率が低くなったことを廃園の理由の一つに挙げていますが、昨年度はコロナという災害規模の危機が世界を襲った年でもあり、今後の保育ニーズについては当然ながら慎重に注視すべきです。保育園をなくすという重大な決定を行うに当たり、待機児童対策や保育ニーズ、地域の子育て環境に与える影響について、数値を基にした試算や具体的な事例を参考にした検証等、最低限行われるべきと考えますが、それらについても検証の跡が見られません。

市が最優先でやるべきことは、度重なる規制緩和によって置き去りにされてきた保育の質をどのように高めていくかの議論と、そのために公立保育園を最大限に活用することだと考えますが、この間、庁内で行われてきたのは、公共施設2割削減を基本路線として一般財源を確保するための議論であり、そこに子供の最善の利益を保障する視点はありません。保護者への説明でも、市は、公立保育園の建て替え・維持には一般財源からの多額の費用が必要であるとしています。

しかし、この間の一般質問でも繰り返し指摘をしてきたとおり、公立保育園の施設整備費及び運営費は、地

方交付税の算定に当たり、従来の国庫負担金分を含めた地方負担の全額について、基準財政需要額に適切に措置されるよう、実際の公立保育園の入所児童数に応じた補正を行っているということが国会答弁でも確認されており、市もそのとおりであると答弁しています。国が公立保育園の施設整備費及び運営費について、国庫補助の一般財源化による影響が生じないよう従来と同様の財源措置があると説明しているのですから、今後も公立保育園を維持すべきです。

また、陳情審査の中で、市は、狭山保育園を廃園することで生まれる財源が将来負担の軽減につながるという趣旨の答弁を行いました。これは、市が公立保育園をお金のかかるお荷物、負の財産として認識していることを示すものではないでしょうか。将来の子供たちの負担を減らすために、今狭山保育園にいる子供たちは犠牲にしても仕方がないというのが市の目指す日本一子育てしやすいまちの在り方なのでしょうか。

また、陳情審査の中では、狭山保育園に対する苦情についても答弁がありました。市の直営施設である公立保育園で不適切な保育が行われているのであれば、市の責任において早急に対応するべきだと考えます。

複数あるべき公立保育園が、当市ではほかでもない市の施策によって1園に減らされてしまったことにより、公立保育園内での異動がかなわず、本来であれば複数の園で経験を積みながら保育実践を重ねていく環境がないこと、狭山保育園の約半数を占める非正規雇用の保育士の方々は不安定な雇用形態により経験を重ねていく環境も約束されていないことは、この間、市が進めてきた保育施策によるものであることから、こうした不適切な保育の責任を個々の保育士の責任に転嫁することなく、再発防止に努めていただくことを求めます。

最後に、市の手法についても指摘いたします。

狭山保育園は、市に残された唯一の公立保育園であり、狭山保育園の廃園をもって公立保育園を全廃するというのであれば、子供や保護者、保育士など当事者はもちろんのこと、市民の財産でもある公共施設の廃止はまちづくりにも大きく影響することから、幅広い市民の意見も反映しながら、丁寧かつ慎重に議論を進めるべきものと考えますが、陳情審査の中でこれらが不十分であることが明らかになりました。

新型コロナウイルスの感染が夏にかけて急拡大したことにより、対面による説明会や意見交換が十分に行えなかったことは仕方のないことだと考えますが、対面での意見交換が制限される状況下である以上、計画は一旦凍結し、改めて保護者との意見交換を十分に行う期間を保障するとともに、保護者の意見を反映すべきと考えます。

保護者の皆さんは、市との対話を求めています。市にはその思いを受け止め、陳情者に寄り添った真摯な対応を行うことを求めます。

また、陳情審査の中で、市が僅か1か月間のパブリックコメントをもって市民への周知と意見聴取を完了したとの認識を持っていることも分かりました。しかし、そもそもこのパブコメで、狭山保育園の段階的廃園については給食センターの跡地利用と抱き合わせの形で入れられており、十分な周知と意見を聞く機会が保障されていたとは到底思えません。

6号陳情の資料で、陳情者が行った他自治体へのアンケートでも、少なくない自治体から不適切であると指摘をされているように、こうした市民不在の進め方は、市が目指す、市民とともに歩む市政運営とも逆行するものではないでしょうか。市民の意見を反映しながら柔軟に計画を変更していくことは大変な労力が必要とされるところと考えますが、少数意見も大切にしながら、住民の合意形成を図ることこそが民主主義であり、開かれた市政を豊かに発展させるものだと考えます。

狭山保育園の老朽化については喫緊の課題であり、建て替えなど早急な対応が必要だと考えます。財源は国

が保障しています。市が何よりもまず最優先にしなければならないのは、目先の一般財源確保ではなく、全てのの子供たちの最善の利益と豊かな保育を受ける権利を保障することです。

陳情資料として提出された狭山保育園の父母の会の方々によるアンケートには、公立だから狭山保育園を選んだ、たくさん外遊び、散歩、体づくりに大切なことを幼少期からやってくれ、狭山保育園に通わせられて本当によかったという声、子供だけでなく保護者も精神的に支えてもらったという声、遊びを中心にした友人や先生との関わりで心が大きく成長できるという声、大人しかったお子さんが自然に触れ、伸び伸びと遊ぶうちに活発になっていったという声、本当にたくさん狭山保育園を愛する声であふれています。

狭山保育園でこれからも保育を受けたいと願う子供たちや保護者、保育を続けたいという保育士職員の声を受け止め、狭山公園の廃園計画は撤回し、公立保育園の維持・発展を強く求めることから、これらの陳情に賛成するものです。

最後に、第7号陳情について申し上げます。

この段階的廃園の計画は、狭山保育園の保護者だけでなく、保育士職員に対しても大きな不安と動揺を与えています。市が保育士職員を対象に行った段階的廃園についての質問票にも、不安の声や狭山公園で保育士を続けたいという率直な言葉がつけられており、熱意を持って日々子供たちや保護者と向き合っている保育士職員の方々に対し、誠意を持って真摯な対応を行うのは当然のことと考えます。

陳情に書かれたおのおののケースがハラスメントに該当するかどうかについては、専門家による判断が必要であると考えことから、市民からの指摘がある以上、実態調査を行うべきと考えます。

また、ハラスメントの被害者は、ハラスメントを受けていることに気づきにくいということが度々指摘されていることから、当事者だけでなく、市民など第三者からも相談できる仕組みづくりを求めるものです。

以上、第3号陳情から第7号陳情に対する賛成討論を終わります。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時 1分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は、公明党を代表し、3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情、3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情、3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情、3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情、3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情、以上の陳情に対して、いずれも反対の立場で討論いたします。

初めに、3第3号陳情は、所得ゼロ円の世帯の国民健康保険料に対して均等割の9割軽減を求めるものですが、国民健康保険料については、所得に対する所得割と世帯当たりの国保加入者の人数に応じて均等負担する均等割があり、均等割については、所得の低い方への配慮として2割、5割、7割の軽減策が取られております。所得ゼロ円の世帯に対しては所得割の負担はなく、均等割については7割軽減が行われて、既に一

定の配慮がなされています。

委員会の質疑で確認したところ、所得ゼロ円の世帯の収入額については、年金世帯でおおむね110万円以下、給与世帯ではおおむね55万1,000円以下であり、この世帯への国民健康保険料は1万7,190円であります。

国民健康保険については、加入者全員で支え合う制度であります。収入がなくなるような事態になった場合には、生活保護をはじめその他の支援策があることも確認し、現行の制度でも所得ゼロ円の世帯に対して一定の配慮がなされています。

よって、国保料均等割の9割軽減を求める本陳情には反対いたします。

次に、3第4号陳情が求める段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者の募集を求めることに対しては、厚生文教委員会開催以前の今定例会の一般質問に対する市側の答弁で、現存しているクラスへの新規入園者募集の検討を行うことが発表されています。これは、段階的廃園に向けて、当初の計画を一部変更する形で、令和4年4月1日までに1歳になるお子様の入園を段階的廃園まで続けるというものであります。

公明会派としては、現在のゼロ歳児クラスの人数が3人であること、また保育園の特性として、本来は1年をかけて保育人数が増えていくことから、現存しているクラスへの新入園者の受入れには賛成です。

一方、狭山保育園の段階的廃園については、やまとあけぼの学園、狭山保育園の老朽化等の問題解決のため、進めていくべきと考えます。

今陳情の求める新入園者廃止の撤回には、段階的廃園に対する計画を撤回するという意味も含まれていることから、反対をいたします。

次に、3第5号陳情の求めは、保護者への十分な説明と意見交換の場の設定であります。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大は我々の想像を超え、この夏、急速な感染拡大があり、市内でも多くの感染者が報告され、その中の多くが現役世代の家庭内感染であり、子供たちへの感染も拡大している状況でした。そのような時期の保護者説明会であったため、急遽の中止となり、そのため対面での十分なやり取りができず、保護者の方々の不安が募ったことは十分に理解いたします。今後市には十分に丁寧な説明をお願いしたいと思います。

一方、陳情趣旨には、廃園の方針の撤回を含めた可能性について、時間をかけて検討してほしいとあります。先ほども述べたように、やまとあけぼの学園や狭山保育園の老朽化は待ったなしの喫緊の課題であり、この計画については速やかに進めてほしいと考えていることから、今陳情には反対いたします。

3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情についてであります。市立狭山保育園を所管する子育て支援部においては、平成30年度、東大和市の子育て環境のさらなる整備のため、東大和市児童発達支援センター及び子育て支援拠点施設の整備に関する市有地活用サウンディング調査を子育て支援部主導で行っています。これは、市長の目指す日本一子育てしやすいまちを実現するとともに、地方自治法の定める最小の経費で最高の効果を上げるべく、市内全域にわたる子育て施策の充実のために数年間にわたる調査研究を行った上で、第二給食センター跡地利活用並びに市立あけぼの学園の廃止及び市立狭山保育園の段階的廃止についてが発表されました。

今回の狭山保育園の段階的廃園の発表を受けて出された陳情やパブリックコメントを拝見し、狭山保育園が地域の皆様にどれほど愛されているのかを再確認させていただきました。

また、現在の保護者の皆様には急な発表に様々な御意見があるのも当然だと思います。段階的廃園に当たっては、現在狭山保育園に通われているお子様が卒園するまで、東大和市が責任を持って十分な保育を行ってい

くことは当然であります。その上で、市全体の子育て環境や保育需要を総合的に発展させていくためには、狭山保育園の段階的廃園を計画どおりに進めていく必要があると考えています。

よって、今陳情には反対いたします。

次に、3第7号陳情、市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査に関する陳情については、委員会の質疑で確認したところ、市がハラスメントの実態調査を行うには、当事者もしくは当事者から直接相談を受けた方からの申出が必要になるとのことでした。また、当事者の訴えがない中での調査は、かえって当事者を特定するなど当事者が求めている形になる可能性もあることから、今陳情には反対いたします。

以上をもって、公明党を代表しての討論といたします。

[18番 東口正美君 降壇]

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番(中野志乃夫君) やまとみどりの中野志乃夫です。3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情、3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情、3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情に対して、やまとみどりを代表して賛成の立場で討論を行います。

9月15日に発行された東やまと市報の記事の1面に、「ご意見をお寄せくださいー 第五次基本計画(案)を策定しました」とあります。そして、市報のその2面には、まちづくりの主要課題と重点施策の項目があり、その1番目に子ども・子育て支援施策の推進を挙げています。それだけ力を入れている子ども・子育て支援なのに、なぜ最後の公立保育園である狭山保育園を段階的になくしてしまうのか、それも4月に新規入園者を入れてから唐突に発表されたことで保護者が困惑し、ちゃんと説明してほしいというのは当然なことだと思います。

さらに、委員会の中での市側の答弁も、コロナ禍の中で説明する時間が取れなかった、公立と私立の保育園に差はない、狭山保育園の希望者が少ない、そして市の財政が厳しいなどの様々な答弁もありましたけども、確かに私も公立保育園、私立保育園に差があったら困るし、とりわけ東大和の民間保育園の方々、本当によく頑張っていると思います。しかし、保護者の皆さんが本当に聞きたいのは、そういう計画があるのになぜ早い段階で説明しなかったのか、日本一子育てしやすいまちを目指すなら、もっと具体的に、市はこういう体制を組んで取り組んでいるから、また綿密な計画の上で狭山保育園を廃園にするという、そのプロセスと説明があってしかるべきであると思うわけですが、残念ながら納得のいく説明は委員会の中でもなかったように感じております。

陳情者が行った全国の自治体へのアンケートでも、子育てに力を入れている自治体は、公立保育園には民間ではできないことなどを補う役割がある等々と回答しています。単純に保育園という形でなくても、そうした専門性を持った公立の役割と民間の連携があつてこそ、子育て日本一のまちづくりができるのではないかと考えます。

ぜひ誠意ある説明を東大和市に求めて、賛成討論といたします。

以上です。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。3第3号陳情に反対、3第4号から第7号陳情には賛成の立場で討論を行います。

まず、3第3号陳情についてですが、国民健康保険税は、軽減策があるとしても高額なのは法制度上の問題と考えます。所得ゼロ世帯の軽減のみをさらに減らすということではなく、根本的な仕組みを変えなければ解決になりません。収入がないあるいは低収入の方の救済は、生活困窮者自立支援制度をはじめとした他の事業において対応していくことが望ましいと考えます。

また、今定例議会の初日の補正予算で、国民健康保険税基金に2億4,000万円の積増しをしていることから、来年度以降の保険料負担軽減に活用していくことを求めつつ、本陳情には反対いたします。

次に、3第4号陳情から第7号陳情についてです。

まず、これらの陳情提出者の方々に敬意を表します。大変なことが多い子育ての中、さらに新型コロナウイルス感染拡大による予防対策、日中は仕事をしながら、市の方針変更により想定もされなかった突然の問題で不安や混乱の中、意見をまとめ、資料を準備してこられたことに、私たち議員も職員も真摯に向き合い、誠実に対応しなければ信頼を得ることはできないと思います。

狭山保育園の段階的廃園については、当事者抜きに廃園方針という結論を決め、その廃園までの方法は決まっていない、子供たちにどのような影響が出るかの検討は不十分という最悪の手順を踏んでいると思います。その検討過程、意思決定、保護者や職員への説明までの間の情報の伝え方が極めて不十分であることや、公立保育園への保護者の期待を理解せず、その価値を評価しないような市の姿勢は問題です。

第3次行政改革大綱から長い間検討していたというのは、狭山保育園の在り方として、指定管理や民間委託の導入でした。今回委員会審査の中でも、狭山保育園の代替案はないとのことで、廃園していくということは唐突に出てきたとしか考えられません。その廃園の方針や段階的廃園ガイドライン作成に至るまで全く当事者の意見を聞いていない。その上、パブリックコメントで意見を聞くとしつつも、その前にあたかも決定事項のように保護者会で説明をしていて、新規入園も停止しています。これでは、市が市民を無視して決めていると思われる方もありません。そのために、保護者の不安と混乱を招いたことは重く受け止めなければなりません。市を信頼し、安心して子供を預け、仕事を続けてこられた方々の将来を大きく変えたこと、子供たちの成長にも大きな影響が出ることを時間をかけて話し合い、合意を得なければ禍根を残します。

子育てしやすいまちを目指す東大和市としてどのような保育を目指すのか、本来なら、その理念を公立保育園が実践し、市内保育園のスタンダードとなり、先進的な取組をリードし、なおかつ最後のとりでとなり得る責任ある場として確保されるものと考えます。

保育園に通う子供たちには、単なる数字合わせで空いているところへ入園すればいいというわけではありません。子供の成長を第一に考える施策が展開できるよう進めるべきです。

3第4号陳情については、新規入園者を受入れの検討を進めるとのことですが、定員は保育者の数に合わせるのではなく、現行の定員まで受け入れることができるよう、職員確保も併せて検討するべきです。

3第5号、3第6号陳情については、段階的な廃園の方針を決めるに至った経緯から理解を得るような努力をし、その影響がどれだけあるのか、最後の児童まで充実した園生活を送れるようにするにはどうすればよいかなどの確証がなければ、廃園方針を受け入れることはできないと思います。そのため、協議の場をつくることは必要です。

3第7号陳情については、ハラスメントの疑いの指摘です。指摘された以上は、疑いを晴らす努力を市はすべきです。

ハラスメントについては、被害者がどのような解決を望むかが基本ですが、被害者からの訴えでない場合は、より慎重な対応が求められます。被害者自身、特定されたくない場合もあります。職場環境の改善を図るためには、職場全体の実態調査も必要ではないでしょうか。よりよい保育環境は、子供たちにとっても安心して過ごせる場となります。

よって、3第4号陳情から3第7号陳情まで賛成し、以上討論といたします。

[4番 実川圭子君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。
よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第7 第59号議案 市道路線の一部廃止について

○議長（関田正民君） 日程第7 第59号議案 市道路線の一部廃止について、本案を議題に供します。

本案につきましては、建設環境委員会委員長、木下富雄議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 木下富雄君 登壇]

○9番（木下富雄君） ただいま議題に供されました第59号議案 市道路線の一部廃止について、建設環境委員会の審査経過と結果を報告いたします。

この審査は、令和3年9月13日に本委員会を開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

第59号議案を議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

質疑、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第59号議案 市道路線の一部廃止については、原案どおり可決と決しました。

以上で、建設環境委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 木下 富雄 君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第59号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり、原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第 8 第 4 3号議案 令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第 4 4号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 第 4 5号議案 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 第 4 6号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 第 4 7号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 第 4 8号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計決算の認定について

日程第 14 第 4 9号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について

○議長（関田正民君） 日程第8 第43号議案 令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14 第49号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分についてまで、以上7議案を一括議題に供します。

以上7議案につきましては、決算特別委員会委員長、蜂須賀千雅議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） ただいま議題に供されました7議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月14日及び15日の2日間にわたり、付託されました第43号議案 令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第44号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第47号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4特別会計並びに第48号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計決算の認定について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

また、ただいま御報告いたしました6議案の審査を行った後、第49号議案 令和2年度東大和市下水道事業

会計剰余金の処分について審査をいたしました結果、本案を原案どおり可決と決しました。

以上で、決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

[決算特別委員会委員長 蜂須賀千雅君 降壇]

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

[5番 森田真一君 登壇]

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。日本共産党東大和市議団を代表して、令和2年度一般会計決算、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の各特別会計決算、下水道事業会計決算に反対をし、討論いたします。

令和元年10月から始まった消費税増税により景気後退が起これ、経済的に弱体化していた市民の生活に、令和2年に入るとさらに新型コロナ禍が襲いかかりました。市民生活は二重の困難に直面しました。市の就職情報室や就職面接会を利用して就職をされた方々の人数が例年以上に大きく落ち込んでることから、市民の厳しい就労環境もうかがい知れます。

とりわけ、非正規雇用の人たちを中心に、住まいまで失い、食事にも事欠くような困難に陥りました。全国各地でボランティアにより行われるフードバンク活動も増えています。ある生活困窮者支援の団体は、毎週土曜日に都庁の前で食料品などの配布や健康相談などを続けています。昨年末に始めた頃には100人近い人が列を作って1時間も前から並んでる様子を私も目にしましたが、最近ではその数も3倍近くに増えています。支援者に尋ねると、ホームレスの方だけが利用するわけではなく、外見からでは困窮状態が分からないような方の利用も増えている。そういう方は、まさか自分がこのようなお世話になるとは思ってもみなかったと語っているといいます。

長期に及ぶこの災害級の事態では、第一に国の責任が問われます。感染症対策を軽視し、保健所を半減させ、病床の削減を続けた長年の医療、公衆衛生での新自由主義的な政策がいざというときに何の役にも立たなかったということを今私たちは目にしています。

緊急事態宣言などにより自粛が繰り返し求められ、とりわけ飲食店等がやり玉に上げられましたが、十分な補償も先の見通しもないまま営業を規制され、多くの人が仕事を失い、深刻な状態に追い込まれました。

令和2年3月以降からは、社会福祉協議会等を窓口生活福祉資金貸付制度により1世帯最大130万円から180万円近いコロナ特別貸付が設けられましたが、返済猶予の条件を拡大したとはいえ、大きな借金を背負わ

されることになりました。

国は、令和2年6月より、ようやく1人10万円の定額給付金の支給受付を開始しました。これにより長い自粛生活により冷え込んでいた家計が一息つくことができました。しかし、コロナ対応休業支援金・給付金は、制度上の不備から、大企業の下で働くシフト制労働者が取りこぼされ、令和2年度中には約160万人の労働者に9,000億円程度しか届いておらず、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金等の支給は令和3年度を待つこととなります。

特に、令和2年9月に菅政権に変わってからは、目ぼしい現金給付の事業がなくなってしまいました。首相は就任直後に政治姿勢を問われ、まずは自助でやってみると国民に求めましたが、こんなときにも自己責任なのかとマスコミからも疑問の声が上がりました。

さらに不幸であったことは、国のGoToキャンペーンにより全国にコロナを拡散させてしまったということでした。感染防止と観光、外食、そして五輪、ブレーキとアクセルを同時に踏むメッセージを国がしたことが後々まで混乱を生むことになりました。

市民生活が見通しが立たない大打撃を受けようとしているときに、市にはどのような事態にあっても、まずもって市民の暮らしを第一に守ることが求められます。

私どもは、このようなときに暮らしの支えとなる生活保護を必要としている方々がためらいなく自信を持って利用できるように制度を使いやすく整えることが大切だと考え、非効率で申請をためらわせる扶養照会の原則廃止など、改善の提案も示してきました。

また、令和2年度の市の予算のうち僅か0.75%を組み替えるだけで、市民負担増をやめ、生活を支える施策を実現することが可能であることを示しました。国民健康保険税の1人当たり1万円の値下げ、東京一高い水準にある家庭ごみ袋代の2割値下げ、医療費助成の18歳までの引上げ、ちょこバス運賃を100円に戻しシルバーパスを適用する、保育園の副食費を無料化することなどが可能となることを示しました。

市の対応は、国の行き当たりばったりの対応に翻弄されながらも、個々には市独自の支援策も示し、職員の皆さんが奮闘されました。先行き不透明な中での御努力には改めて感謝を申し上げます。

しかし、市民・事業者への支援策は、全体として国や東京都が示す補助の範囲内を基調としたものであり、年度当初は交付金を活用した事業自体も示されず、消極的な姿勢と言わざるを得ませんでした。積極的に施策を進めていただくことを強く求めます。

同時に、従来どおりの市民負担増路線が併存して進められてきたことは大変問題です。コロナ前から進められた国民健康保険税の6年連続値上げの計画は、毎年前年より1億円近い負担増を求める計画となっていますが、3回目に当たる令和2年度も実施されたことはその顕著な例と言えます。大企業3社だけを優遇している道路占用料を元に戻し、市民負担の下に増やし続けてきた国保・介護の基金の適切な取崩し、そして一般会計の19億円の黒字と財政調整基金の活用をしてでも負担を軽減することが求められます。

国民健康保険税や介護保険料の値上げも、結果として必要ではなかったことも改めて指摘しておきます。

令和2年度、消費税増税の効果が通年に及んだことや、法人税や株式譲渡による税収の上振れにより、国の税収は見込みを5兆7,000億円も上回り、過去最大となりました。コロナ禍で経済が委縮するから、国民も我慢をしなければならないという政府やマスコミの言い分が全般的な外れであったことがうかがえます。

市も、議員全員協議会で市財政の現状についての資料を示し、見通しは難しいと断りながらも、リーマンショックを例に、市税収入や都の交付金、地方交付税の減少などにより歳入不足のおそれと事業縮小・廃止や公

共施設の最適化など、行政改革の必要性を示しました。結果、一般会計はここ数年の15億円前後の黒字額でありましたが、この令和2年は19億円にまで達しました。国が当てにならないから、市独自に将来の公共施設の整備費用の財源を確保するといっってはみても、莫大な費用であり、どだい限度があります。市民の負担を求めるとは、国に財源保障を求めるべきものです。

本来国や都のお金の使い方を地域の防災・減災、既存の施設の長寿命化を優先した使い方に転換させることが何よりも必要です。外環道やリニアなど、危険で既に破綻をしている大型公共工事への偏重を見直しさせ、五輪や万博など浪費型資本主義からの脱却を地方から訴えることこそ、これからの公共事業にとって真に求められるものだと考えます。

次に、このような中での個別政策の評価について申し上げます。

人事政策全体にわたりますが、令和2年度にこれまで嘱託員、非常勤職員とされていた方々が1年刻みの雇用を基本とする会計年度職員に移りました。決算特別委員会で要求した資料によると、学校教育部の所管では、教員の多忙化対策のため、一昨年度と比較をして会計年度職員64人を増員していますが、市民部の所管の納税事務、課税事務、窓口業務などの一部業務の民間委託化や学童保育の民間委託化が進められたことなどにより、市民に直接対応する130名以上の非正規の職員が職を離れ、全体で67人の削減となっています。

一方で、正規職員の人数はほぼ維持しているものの、メンタルヘルスの不調により長期休職をされる職員がこの数年増加傾向が続いている実態も明らかになりました。本来こういう非常時だからこそ公務員の力が発揮されるべきですが、公務労働の非正規化、外部化により疲弊させられ、官製ワーキングプア化と過重負担を強いる人事政策の是正を求めます。

学校教育についてです。

私どもの財源提案を主要な財源策として実現した小中学校全校の体育館のエアコン設置を高く評価いたします。また、繰り返し要望いたしました用務員室のエアコン設置についても同時に実施していただいたことに感謝いたします。

不登校の児童・生徒が増加傾向となっています。サポートルームの増設などの体制強化、不登校支援コーディネーター配置の復活を含め、様々な理由から学校に通えない子も含めた居場所と人の支援を求めます。

コロナ対応により、当初の計画より前倒しでオンライン授業を実施したことは、感染防止の面からも重要ですが、義務教育の無償の原則からも、通信費用が保護者負担になるのは適切ではありません。在宅環境や通信環境の差が学力格差に及ばないように求めます。

コロナ禍を通じて思わぬ副産物となったのが小中学校の少人数学級化でした。国も段階的に進めると、これまでの方針を展開しています。ところが市は、三小、九小、五中の廃止計画を決定しました。実際に学校統廃合を行った都内のある学校では、近くにマンションが建ち並び、計画が大きく狂ったために二度、三度と改修を繰り返し、学校図書室を普通教室にし、廊下に図書が置かれているなどという例も出ています。器となる学校自体が切り縮められてしまえば、少人数化も絵に描いた餅となります。性急な学校統廃合計画の推進は見直しをするよう求めます。

図書館への指定管理制度の導入計画も令和2年度において具体化されました。今からでも計画の中止を求めます。

次に、公民館・市民センターの利用や学校体育館・校庭などの使用の有料化についてです。

現在はコロナ禍での負担の影響を考慮して実施時期を検討できないとしています。市民の学ぶ権利と主体的

な地域づくり活動の場の保障としてきたこれらの施設に有料化はふさわしくありません。これらを私的な便益と捉えて進められる有料化の中止を求めます。

次に、狭山保育園の廃園の計画です。

令和2年度末にはこれを市長に報告しています。建て替えに多額の費用を要することを理由としています。公共施設の2割削減の方針の具体化と捉えますが、さきの学校統廃合も併せて、なぜ公共施設管理計画は真っ先に子供たちにそのつけが回されるのか、根本が問われるのではないのでしょうか。合意なき一方的な廃園計画には反対です。

次に、国有地・公有地を活用した特養ホーム、保育園、スポーツ施設の整備についてです。

私どもが一貫して提案し、要求してきましたが、令和2年度に大きく実現に向けて動き出したことを評価し、170人を超える特養ホーム入居待機者が速やかに入所できるよう整備を求めます。

次に、市内事業者への支援策についてです。

キャッシュレス決済を利用した消費活性化事業は、市民、事業者からも実施を歓迎されているところですが、事業者では業種や業況による対象者の偏り、また顧客層の偏りにより、全ての市民にまで恩恵が届いたとは言えないという市民の声もありました。

中小企業者等応援補助成金は、家賃条件が緩和されるなど一定の改善の要望には応えていただきましたが、コロナ融資の条件が依然残っており、利用を狭めています。全体に支援が届くよう、総合的な支援策の展開を求めます。

高齢介護サービス施設や障害福祉サービス施設へのコロナ感染防止対策に係る1事業者20万円の給付金を実施していただいたことに感謝をいたします。

次に、開かれた市政の在り方についてです。

市制50周年を記念して、健幸都市宣言、子ども・子育て憲章が制定をされました。形ばかりと言わざるを得ない市民参加、自己責任論に基づくあるべき姿の押し付けではなく、熟議が必要だという市民からの声があります。憲法や国連憲章に基づいたしっかりした議論による見直しを求めます。

また、令和3年度に休止・中止する事業を議会に示さずこっそりと決定し、問われるまで明らかにしなかったことは議会軽視のそしりを免れません。是正を求めます。

次に、特別会計についてです。

国民健康保険事業特別会計についてです。

国民健康保険税は、さきに述べたとおり、値上げを行うべきではありませんでした。未納者への接触の機会の確保を理由とする保険証の窓口留置きをやめ、医療にかかる権利を保障するために速やかな保険証の郵送を求めます。

介護保険事業特別会計についてです。

令和2年度は3年度からの3か年の第8期介護保険計画の策定を行いました。令和3年度からの保険料については、第1段階から第3段階での軽減を図りつつ、第4段階以降は値上げをする計画をこの中で決めました。さきに述べたとおり、令和2年度においても軽減策を検討すべきでした。

後期高齢者医療特別会計についてです。

医療の需要が大きい高齢者だけを被保険者にすることで医療費の負担は多く、高齢者自身に過大に負わせるものであり、制度自体の廃止を求めます。

下水道事業会計についてです。

令和2年度より初めて、より独立採算制を強める地方公営企業法が適用されました。既に平成28年7月からの値上げにより令和2年度には経費回収率は102.6%となり、下水道使用料の単価は26市で最も高い水準に達しています。値下げを求めます。

最後に、重ねて、困窮する市民の暮らしを支えるために、市の全力を傾けてコロナ対策に力を尽くすよう求めて、討論いたします。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

[19番 中間建二君 登壇]

○19番(中間建二君) 公明党の中間建二でございます。私は、公明党を代表して、令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの4特別会計歳入歳出決算の認定について及び下水道事業会計決算の認定について、下水道事業会計剰余金の処分について、全て賛成の立場で討論を行います。

令和2年度は、予算編成時においては想定不能であった新型コロナウイルス感染症対策に全精力を投入した一年でありました。そして今も、安全かつ迅速なワクチン接種をはじめ、保育園・幼稚園、小中学校、高齢者施設、障害者施設等、あらゆる行政サービスの現場において懸命な感染拡大防止対策が講じられ、市民の皆様への命と健康を守るために懸命な努力を重ねておられます。全ての医療従事者をはじめ、関係者の皆様、エッセンシャルワーカーの皆様、全ての市役所職員の皆様に心から感謝を申し上げます。

一般会計におきましては、過去最大の10度にわたって補正予算を編成し、100億円を上回る国や都の交付金を十二分に活用し、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでこられました。私ども公明党会派としても、随時、尾崎市長に緊急要望を提出させていただき、多くの要望事項に可能な限り対応していただきました。

その中でも、コロナ禍での市民生活を支える上で最大の効果を発揮したのは、1人10万円の特別定額給付金でありました。4月7日から5月25日まで続いた初めての緊急事態宣言下において、公明党の山口那津男代表が当時の安倍総理に直談判を行い、政府の閣議決定を覆してまで決定した特別定額給付金の支給は、本市においては全人口の99.8%、8万5,150人に総額85億1,500万円もの現金給付が行われました。

例年であれば330億円規模の一般会計において85億円を上回る現金給付事業が行われたことは、まさに前代未聞の大事業であります。全ての市民を対象に、誰もが分け隔てなく平等に一律の現金給付を行う本事業の円滑な実施に年度当初から全庁挙げて注力されたことは、コロナ禍の中で社会の分断が懸念され、望まない自粛生活を余儀なくされた多くの市民の皆様にコロナ禍に立ち向かう勇気と希望を贈るものであり、市民生活を支える上で大きな貢献をしたものと高く評価いたします。

歳入では、国からの新型コロナウイルス感染症対策の財源として、国庫支出金が前年度比159.8%、100億7,809万円増の163億8,096万円と過去最大規模となりました。都支出金の増額と併せて、感染拡大防止対策のために必要な財源が確保されております。

歳入の根幹をなす市税においては、コロナ禍の影響で大きな減収が想定された中で、0.2%減の128億3,009万円を確保しております。これは、一昨年から導入された納税管理及び徴収補助等業務委託における納期内納付率の向上や計画的な滞納処分、RPAによる業務の効率化などの先進的な取組が収納率の向上に大きな効果を発揮したものであり、高く評価するものであります。

また、都支出金においては、都議会公明党との連携によって市町村総合交付金が大幅に増額されたことで、旧日立航空機株式会社変電所の保存改修工事の財源として9,802万円が活用されました。尾崎市長の呼びかけに呼応してふるさと納税に応じてくださった日本全国の真心からの寄附に加えて、市町村総合交付金が大きな下支えとなって、当市の平和のシンボルを後世に残していくための大事業の推進ができたことは特筆すべき成果であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、人事管理事務事業において、会計年度任用職員制度の採用によって非常勤職員の処遇改善が図られたことは大変に喜ばしいことではありますが、一方で人件費総額が3億4,000万円の増額となりました。人件費の増加が長期的な財政の硬直化を招くことがないように、現在進めている民間の視点を活用した業務分析の結果や、第6次行政改革大綱推進計画の策定において、さらなる民間活力の導入、行政サービスのデジタル化、業務の効率化、職員の適正配置に精力的に取り組んでいただくことを要望いたします。

広報活動事業においては、市報での情報提供に加えて、ホームページの充実やLINE等のSNSの活用、ユーチューブによる動画配信はコロナ禍において有効な手段となっております。市報が全市民にきちんと届いた上で、SNSによる即時性のある情報発信にさらに力を入れていただきますようお願いいたします。

民生費では、日本一子育てしやすいまちづくりを進めるために、都有地を活用した（仮称）東大和市清水一丁目保育園の整備や保育士確保等の待機児童対策を進め、保育の質の向上を図り、保育ニーズに応じた多様な保育サービスの充実に取り組まれたことを高く評価いたします。

また、コロナ禍に対応した新生児臨時特別給付金事業、ひとり親世帯への臨時特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業等の新規事業においても迅速に対応していただいたことに心から感謝申し上げます。

学童保育所運営事業では、コロナ禍での本格的な民間委託の実施となり、混乱がない心配をしておりましたが、結果として、学習支援や配食サービスの新たなサービスの導入によって利用者の評価も高く、3,000万円もの財政効果も確認ができました。

ファミリー・サポート・センター運営補助事業では、コロナ禍の影響によって産前産後の家事援助の利用が大幅に増加していることから、本格的な産後ケア事業の実施は待ったなしの状況であると考えます。日本一子育てしやすいまちづくりには必要不可欠な事業となります。早急な対応を求めます。

また、子ども家庭支援センター運営事業において、全国的に増加しております児童虐待への対応にも力を入れて取り組んでいただいております。当市においても増加傾向が見られておりますことから、引き続き関係機関との連携強化をし、体制整備を求めます。

生活困窮者自立支援事業では、生活困窮者からの新規相談が768件増の1,064件となっております。コロナ禍が市民生活にいかにか大きな影響をもたらしたか、想像に難くありません。それでも、くらし・しごと応援センター そえるによる懸命な取組によりまして、就労支援や学習支援、さらには公明党の国政における尽力によって拡充された住居確保給付金事業がコロナ禍で生活困窮を余儀なくされた方々への生活支援に大きく貢献したものと高く評価いたします。

衛生費では、保健事業費において、胃がん検診をはじめとした各種がん検診の受診率の低下による市民の健康管理への影響が懸念されます。コロナ禍の影響でやむを得ない結果ではありますが、引き続き健康づくりカレンダーによる広報の強化や電子申請による受付の利便性向上を図ることで、各種検診事業の受診率の向上にさらなるお取組をお願いいたします。

清掃管理事務事業では、在宅での自粛生活やテレワークの推進によって家庭から排出される廃棄物は3.3%増加しました。一方で、コロナ禍においても民間事業者の御協力の下で滞りなく収集・運搬が行われ、市民生活に大きな影響を及ぼすことはありませんでした。また、ごみ減量推進事業においては、東大和市清掃事業協同組合の全面的な御協力によりまして、セブシーレブン・ジャパンとのペットボトルの回収・再生事業も継続実施され、新たにコカ・コーラボトラーズとの協働事業もスタートしております。民間事業者の献身的な御協力に心から感謝を申し上げますとともに、ペットボトルの店頭回収をはじめとする廃棄物減量施策のさらなる推進によりまして市民負担の軽減が図られますようお願いいたします。

農林業費においては、東京都の補助事業を活用し、都市農業活性化事業、農地の創出・再生支援事業に取り組まれており、大きな実績となりました。また、コロナ禍においては、身近な直売所での地産地消が注目され、新鮮な地元の農産品のおいしさが見直されております。引き続き農業者への支援、都市農業の振興に御努力されますようお願いいたします。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業費において、中小企業者等応援助成金、キャッシュレス決済による消費活性化事業を実施していただきました。両事業とも公明党会派として実施を求めてきたものですが、特に3度にわたるPayPayによるポイント還元事業は都内でもいち早く事業実施に着手され、コロナ禍にあつて苦境に立たされた市内商業者の売上げ増と消費者の生活の下支えの両方に大きな効果を発揮されました。市内でのコロナ禍の影響による廃業は1件のみという結果にも大きく貢献されたものと高く評価いたします。

土木費では、道路管理事業、市内道路改良事業等において、集中豪雨に備えた雨水冠水対策に毎年度着実な効果が見られております。また、都市計画道路3・4・17号線用地買収事業にも取り組まれております。当市においては初めての本格的な電線等の地中化を伴う拡幅整備事業であり、東大和市駅周辺の景観形成やまちづくりにも大きな影響を及ぼす都市計画道路となります。早期の事業の完成を目指して、着実に事業が推進されますようお願いいたします。

公園管理事業では、快適に過ごせるための環境整備が図られ、適正な遊具の更新にも取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。さらなる環境整備のためには、公園におけるトイレの洋式化、防犯効果を高めるための防犯カメラの設置は必須であります。何とぞよろしくをお願いいたします。

消費費では、災害対策事業において、民間事業者との協定の締結を強力に進めていただきました。令和2年度は、電力供給、避難所の確保、物資の提供等大きな実績が上がっております。また、新型コロナウイルス感染症対策事業では、公明党が求めてきた避難所での感染症対策を図るための備蓄品等の増強を進め、備蓄コンテナ2棟分もの拡充を行い、避難所管理運営マニュアルの改訂にも取り組んでいただきました。今後とも市民の安全・安心につながる災害対策の強化をよろしくをお願いいたします。

教育費では、尾崎市長の英断によりましてGIGAスクール構想を強力に推進していただき、全ての小中学生に1人1台のタブレット端末の配付やインターネット環境の整備、GIGAスクールサポーターの配置等がなされたことを高く評価いたします。コロナ禍の中で学びの保障につながる効果とともに、ICT教育の推進や不登校児童への学習支援の活用も期待されます。これまで当市の教育委員会が推進してこられた学力・授業力の向上にも大いに寄与するものと考えます。

また、小学校環境整備事業、中学校環境整備事業において、公明党が強く対応を求めてきた小学校及び中学校の体育館への空調設備工事が実施されました。全15校への設置を一度に実施できたことは、これまで取り組

んでこられたトイレの洋式化に加えて、快適な教育環境の整備と災害時の避難所としての機能強化につながる大きな成果となりました。財政当局及び教育委員会の御努力に重ねて御礼を申し上げます。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、平成30年度から東京都が財政運営の責任主体となった中で、本市においても財政健全化計画が策定されております。毎年度計画的な国保税改定に取り組みれるとともに、低所得者や子育て世帯の負担軽減に配慮しつつ、コロナ禍による減収世帯への減免措置が設けられるなど、きめ細やかな対応が図られております。

また、レセプトデータを活用した医療費分析及び保健事業にも継続して取り組まれております。国保加入者の健康増進を図り、健康寿命の延伸に取り組むことは長期的な医療費の抑制につながり、国保財政の安定化にも大きく寄与するものであります。

また、計画的な保険税改定に御理解を広く得るためにも、さらなる対策の強化が必要となります。引き続きのさらなる取組を求めます。

介護保険事業特別会計では、一般介護予防事業において、基本チェックリスト送付及び分析、未返送者への支援等、介護予防をはじめとした適正な介護サービスにつなげる取組を行っていただいております。引き続き、一般会計における認知症の早期発見・早期支援の充実及び在宅医療・介護連携推進事業の強化によりまして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができる地域包括ケアシステムの構築にさらなるお取組をお願いいたします。

次に、下水道事業会計であります。公営企業会計に移行した中で、単年度の黒字は確保されたものの、決算審査意見書においては、流動化率が低いことから今後の経営状況を注視していく必要性が指摘されております。

公共下水道は、衛生的な都市の生活においては必要不可欠なものではありますが、その施設の老朽化や維持更新に係る費用は目に見えにくく、市民の理解を得ることが難しいものと考えます。公営企業会計に移行したことによりまして、市民の皆様にもより分かりやすく説明ができる工夫をお願いしたいと思います。

最後に、積立基金については、財政調整基金はG I G Aスクール構想への対応のために6億7,200万円の取崩しを行うなど機動的な財政運営に活用するとともに、決算余剰金を活用して年度末には24億500万円まで積み増すことができしております。その結果、実質単年度収支も8億1,277万円となり、前年度比290.5%もの改善が図られました。令和2年度の財政運営が適正に行われたことを評価するとともに、公共施設等整備基金と併せて、公共施設等総合管理計画を着実に実行していくための財源の確保と、そのための一層の行政改革の推進にさらなるお取組をお願いいたします。

以上、各会計について述べさせていただきました。

令和2年度は、世界の誰もが想像だにできなかった未曾有の新型コロナウイルスパンデミックに遭遇した中で、東大和市の行政は、尾崎市長を中心にどのように機動的に対応し、市民生活を守り、支えてこられたのか、令和2年度の各会計における施策を振り返る中で、私はこれほど東大和市の行政が持つ底力を十二分に発揮した年はなかったと、後世への歴史に刻まれた一年であったと大いにたたえたい思いでいっぱいであります。

この夏は、令和2年度に開催が予定をされていた東京2020オリンピック・パラリンピック大会が開催されました。コロナ禍での開催については、国民の間に広く賛否があることはやむを得ないことではあります。それでも、全世界にコロナに立ち向かい、生きる勇気と希望を与えてくださったアスリートの皆様、大会運営を

陰で支えてくださった関係者の皆様、ボランティアの皆様への感謝の念は尽きません。

特に、パラリンピアンのお一人お一人が様々な困難を抱えた中で挑戦し活躍する姿は、自らが与えられた環境において最高の努力を行う生き方が人々にどれほどの勇気と感動を与えるのか、どれほどの結果に結びつくのかを教えてくださいました。

私ども公明党議員5名は、昨年来のコロナ禍において、今こそ、「大衆とともに」との公明党の立党の原点に立ち戻り、毎朝毎日連携を取り合いながら、今日一日をコロナ禍の中で悩み、苦しんでいる市民の皆様お一人お一人のお声に耳を傾け、寄り添いながら、少しでもお役に立てるようにとの思いで現場を歩き、異体同心の団結で働いてまいりました。

市民の皆様から与えていただいた議員として、どこまでも「日本の柱 公明党」、「東大和の柱 公明党」との決意で、尾崎市長の市政運営を支え、市民生活を守るために働いてまいる決意でございます。

尾崎市長におかれましては、市民の生命と暮らしを守るため、引き続き市政改革の先頭に立って取り組まれることを望み、公明党を代表しての討論といたします。

[19番 中間建二君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 3分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[11番 森田博之君 登壇]

○11番（森田博之君） 11番、森田博之です。自由民主党を代表し、令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び4特別会計、東大和市下水道事業会計決算の認定について、東大和市下水道事業会計剰余金の処分についてまで、全て賛成の立場から討論させていただきます。

まずは、年度初めより新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、職員の体制を縮小し、感染対策を行いつながりながら、緊急事態宣言における市内小中学校の休校をはじめ各施設の感染対策等、迅速に対応され、市民の安全・安心の確保をいただきました。

令和2年度は、コロナ禍にあつて、理事者の皆様にとっては大変難しい選択の連続で、その市政のかじ取りには大変御苦労されたことと御推察いたします。しかし、そんな中でも、市民の命と暮らしを守ることを最優先にされた様々な御決断には心から敬意を表させていただきます。

併せて、市民からの様々な声を自由民主党としてお届けさせていただきましたが、真摯に御対応いただきましたことを改めて感謝申し上げます。

令和2年度決算、財政面においては、市税等の収納率を向上させたこと、経常収支比率、実質収支比率においては健全性が保たれていると評価いたします。また、経常収支比率においては、さきの委員会の中で一時的なものという御答弁もありました。当初目標としていた経常収支比率90%を目指してさらに努力していくことを望みます。

財政力指数を見ますと、平成29年度より下がってきております。持続可能な行財政運営の実現に向けて、より一層取組を進めていただくことを望みます。

市長のリーダーシップの下、市内各施設の感染症防止対策をはじめ、市民への特別定額給付金の手続、子供

たちの学び確保のためのGIGAスクール事業、ワクチンの集団接種会場の早期設置、キャッシュレス決済による消費活性化事業など、いずれも高く評価させていただきます。

また、令和2年度の重要施策である子ども・子育て支援策の充実においては、新たに制定された子ども・子育て憲章の下、待機児童の解消を目的として認可保育園の新設など、シニアが活躍できるまちづくりといたしましては、その基盤づくりを進めてこられたことを評価させていただきます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期され、市制50周年記念関連イベントも縮小されました。また、毎年行われ8万人以上の人々が集う、うまかんべえ祭をはじめ多くのイベントが中止・縮小を余儀なくされました。誠に残念ではありますが、引き続き様々な手法を模索され、市民の集う機会を失うことのないよう検討されますことを強く要望いたします。

今後コロナ禍前の状態には戻らないことを考えると、時代に対応した施策展開が必要となっておりまいます。GIGAスクール事業のさらなる運用や行政のデジタル化は必須です。さらには、シニアの活躍のための介護予防、公共施設の老朽化対策、国土強靱化地域計画の確実な実現、少子高齢化や人口減少に伴う市税等の減収等々、大変厳しい財政運営が予想される中、課題も山積みとなっております。その中にあっても、市長の目指す日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちは間違いのない方向と考えます。

市長の強いリーダーシップの下、持続可能な行財政運営と併せ、より一層の市民サービスの向上を強く求め、賛成の討論といたします。

[11番 森田博之君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) やまとみどりの床鍋義博です。ここは東大和市議会ですので、国政や都政に関する話を長々せず、簡潔に討論を行います。

令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか4特別会計歳入歳出決算並びに下水道事業会計決算の認定及び第49号議案につきまして、やまとみどりを代表して賛成の立場で討論を行います。

先般行われました決算特別委員会において幾つか質疑をさせていただきましたが、平素、予算執行に当たり、それぞれの事業についてしっかりとその事業目的を定め、それに向かって業務を遂行していることがうかがわれました。その点につきまして職員の皆様に敬意を表します。

決算特別委員会において幾つか質疑をさせていただき、御答弁もいただきましたので、この場では決算全体や今後の行政の在り方について一言申し上げたいと思います。

財政状況が厳しい中、今後様々な公共施設の老朽化による更新が大きな課題であります。その一方で、市が行う事業の民営化が進んでおります。確かに民営化することによりサービスが向上したり、経済的なメリットも生じたりする可能性はありますが、全てにおいて民営化が優れているわけでもなく、また当初は民営化のメリットを見いだすことができたとしても、長い目で見た場合には必ずしもメリットではない場合もあり、やはり公共で行わなければならない事業もございます。大切なのは、それを見極めることのできる職員の皆さんの能力であります。また、その能力を伸ばすために投資も必要となってきます。尾崎市長におかれましては、しっかりと人材育成をお願いいたします。

いずれにせよ、今後の自治体経営は一層厳しいものとなっていきますので、やまとみどりとしても市と協力しながら持続可能な自治体経営を目指すという点においては同じ方向を向いておりますので、その点においてはしっかりと協力していきたいと考えております。

決算の手續及び数字に関しては適正であると判断させていただき、賛成討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔2番 大后治雄君 登壇〕

○2番（大后治雄君） 議席番号2番、大后治雄でございます。興市会を代表し、令和2年度一般会計歳入歳出決算ほか4特別会計歳入歳出決算及び1公営企業会計決算並びに下水道事業会計剰余金の処分について賛成の立場で討論いたします。

さて、今回の決算では、キャッシュレス決済による消費活性化事業や創業希望者への支援の引き続きの実施、都有地を活用した認可保育園新設の着手や学童保育所の運営委託、GIGAスクール事業や小中学校体育館空調設備の設置、そして旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事など、これらは全て持続可能な市政の実現に向けての施策であると認められるところであり、評価をいたします。

そのほか、細かく申し上げれば、庁用自動車の電気自動車への更新や部活動指導員の配置なども評価するものであります。

また、財政面に関して申し上げます、前年度に比べて令和2年度の市税収入額をはじめとした自主財源は大幅減であり、一方で経常収支比率は前年度を4.5ポイント下回っております。これらは新型コロナウイルス対策としての特別定額給付金等々の影響によるものとも考えられ、単純に例年と比較できるものではありませんが、こうしたイレギュラーな措置に対する構えが常に必要であり、より一層の歳出の縮減とさらなる歳入の確保に向けた努力が望まれることも確かであります。

まだまだコロナ禍という未曾有の厄災に立ち向かわなければならない今日、持続可能な市政の実現への徹底的な模索を今回も求め、討論といたします。

〔2番 大后治雄君 降壇〕

〔14番 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。正和会を代表して、令和2年度東大和市一般会計決算ほか4特別会計決算の認定及び下水道事業会計決算の認定並びに第49号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分についてに対し、賛成の立場で討論を行います。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に追われた今までに経験したことのない一年となりました。一般会計においては、国や都の新型コロナウイルス感染症対策の取組の影響もあり、10回もの補正予算を編成し、歳入歳出ともに前年度比でプラス30%超えの過去最大の規模の決算となりました。

市においては、これら財源を活用し、特別定額給付金や住居確保給付金、さらには特別定額給付金の対象とならなかった新生児に対する市独自の新生児臨時特別給付金など市民生活を支える取組を実施したほか、中小企業等応援助成金やキャッシュレス決済による消費活性化事業など、市内事業者を下支えする取組も実施しました。

そのほか、医師会との協力により、市民の健康のためだけでなく不安も解消した東大和市PCRセンターを設置する等、東大和市は尾崎市長のリーダーシップにより新型コロナウイルス感染症対策の様々な事務事業を適時的確かつ円滑に実行したと思います。

新型コロナウイルス感染症対策については、全国の基礎自治体のそれぞれの取組が報道などでもフォーカスされたことにより、改めて自分の住んでいるまちの取組の重要性を多くの人が認識することとなった中、東大和市の令和2年度の様々な取組は、多くの市民の安心と市への信頼を生んだものであると評価できると思いま

す。

また、これら新型コロナウイルス感染症対策のみならず、東大和市の持続可能な市政運営に欠かせない施策、すなわち当初予算に計上した重要施策についても、市はコロナ禍の影響を受けながらも実施し、当初掲げた目標や事業目的についてはほぼ達成されていることが決算内容から確認できました。

特に、これからの学校教育に欠かせないだけでなく、新しい生活様式に児童・生徒の学びを保障するためのGIGAスクール事業については、尾崎市長の下、地道に行政改革を推し進めてきたことによる財政調整基金の充足により国や都の補助を待つことなく対応できたことで、必要な端末等を入手できない自治体が多くあった中、東大和市は早期に端末等を確保できました。このことは、災害ともいえるコロナ禍の危機的な状況において財政調整基金の重要性を再認識させたものとなったと思います。

一般的に言われる財政調整基金の残高は、市町村の場合は標準財政規模の20%程度を目安としたほうがよいという考え方も念頭に、今後も引き続き、いざというときに活用できる財源として備えを充足させていただきたいと思います。

想定外かつ緊急を要する新型コロナウイルス関連事業が通常業務に追加された令和2年度においては、市長をはじめとした市職員の皆様の御苦勞は計り知れないものだったと思いますが、知恵と工夫により、市の発展のために必要な事業についても同時並行的に進められたことは大いに評価すべきことだと思います。

一方、財政状況については、決算における実質収支比率、財政力指数、公債費負担比率を確認すると、ここ5年で一番悪い結果となっており、残念ながら財政の硬直化が進んでいる状況であることは否めません。

また、令和2年度決算より公営企業会計に移行した下水道事業会計においては、かなり厳しい経営状況であることを改めて確認し、基本原則とされる独立採算制までの道筋が見えない状況です。

下水道は日常、目にするのではなく、あって当たり前な生活インフラのため、老朽化が進んでいることなども忘れられがちですが、これこそ安定的に提供しなければならない行政サービスの一つですので、下水道事業の経営状況と重要性を市民と共有できる取組も検討の上、将来につけを残すことのないよう引き続き財務諸表の分析を行い、計画的に経営改善に取り組まれることを期待します。

東大和市は、公共施設の老朽化対策など、今後多額の財源を必要とする事業が控えていることに加え、この先の新型コロナウイルス感染症の状況や景気動向並びに国や都の財政状況についても予断を許さない環境であることを鑑みますと、市においては今まで以上に堅実な行財政運営が必要だと考えます。

一方で、令和2年度は、コロナ禍の影響で前例踏襲にとらわれない取組を行ったことにより、様々な気づきのあった一年でもあったことと思います。今取り組まなければならない市民の安心・安全、健康を守る施策を確実に推し進めるとともに、市長の目指される魅力あるまちづくりという新しい将来に資する取組も行うために、この令和2年度における気づきを生かし、新しい時代に合った広い視野を持ち、改めて既存の行財政運営を見直していただきたいと思います。

そして、今年度予算編成方針で市長の示された真に必要な事業とは何かを見極めた上で、今後も機を逃さずに様々な事業を推進し、バランスの取れた行財政運営を推し進めていただくことを要望し、賛成討論いたします。

〔14番 和地仁美君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算、4特別会計

歳入歳出決算及び下水道事業会計決算の認定について並びに第49号議案について、賛成の立場で討論を行います。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に市としてできる対応を行っていただきました。歳入について、国や都からの交付金・補助金の増大、経常収支比率の改善、市税収納率の向上などからは、市民の困窮の実態は見えてきません。しかし、困窮者自立支援、児童福祉、精神福祉、教育面などの相談件数の増加は、弱い立場の方々にしわ寄せが行った現れと考えます。

そして、各種イベントの中止や縮小による人との交流や外出の減少、医療の受診控えなど、市民生活に直結した影響は経済的視点だけでは判断できない深刻な問題となっています。

さらに、気候変動危機への対応も大きな課題です。

今回本庁舎と現業棟、会議棟の温室効果ガス排出について確認したところ、CO₂排出係数による影響が大きいことが改めて分かりました。また、電気自動車購入と同時に充電設備を設置しましたが、発電機器はないとのことでした。

今後温室効果ガスをゼロに近づけていくには、電気の購入先の選択がいかにより重要かということが明らかになりました。CO₂排出係数については、国公表の排出係数代替値を基準とするだけでなく、より厳しい基準としていくことを求めます。

既に公共施設では、再生可能エネルギー100%の電気しか使わないという自治体も出てきています。当市においても1か所ずつでも再エネ100%の電気を使用する施設を増やしていくことを求めます。

行政改革推進については、外部の意見を入れず、主権者である市民を置き去りにした進め方により、公民館の有料化問題や狭山保育園の段階的な廃園についてなど、陳情や要望が出されているのだと考えます。

市民参加・協働による行政運営とは、花植えなどを市民にやらせてもらうのではなく、市の考えを明らかにし、そのことについて市民とともに考える場をつくり、合意を図った上で進めていくということではないでしょうか。行政内部の決定とはいえ、市民の生活に影響を及ぼすことです。当事者である市民を抜きに決めず、市民に届く情報公開を進めることを望みます。市民との合意の過程のない説明では、理解を得ることに困難を生じることを改めて認識していただきますよう求めます。

コロナ禍では、市民からの相談や要望が増え、議員からも多くの要望が出され、災害時のような迅速な対応が求められました。市民ニーズを把握し、PCR検査センター設置、福祉施設への補助金など、市独自の取組も進めてきたことを評価します。

4・5月の緊急事態宣言で一斉休校や公共施設の閉館があったものの、感染症対策を取りながら再開し、その後の緊急事態宣言時も休校・閉館することなく対応できていること、また保育園や学童保育を止めずに運営できたことを評価します。また、介護事業者、障害福祉事業者も大変な苦勞の中、事業を継続していただきました。大きな利用控えにもならず実施できたことは、多くの努力のおかげだと感謝いたします。

一方、感染拡大防止の観点で中止や縮小をせざるを得なかった事業については、事業の在り方も含め、検討していく必要があります。

引き続き、市民に開かれた市政運営で市民とともに進めていくことを求め、討論いたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第43号議案 令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第44号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第45号議案 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第46号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第47号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第48号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第49号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（関田正民君） 日程第15 委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を議題に供します。

本案につきましては、議会運営委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第2号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 議第5号議案 新型コロナウイルス感染症対策の緊急を要する強化に関する意見書

○議長（関田正民君） 日程第16 議第5号議案 新型コロナウイルス感染症対策の緊急を要する強化に関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第5号議案 新型コロナウイルス感染症対策の緊急を要する強化に関する意見書、本案を原案どおり可決

と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 閉会中の特定事件調査について

○議長（関田正民君） 日程第17 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申出があります。

お諮りいたします。

申出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時55分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 佐 竹 康 彦

署 名 議 員 実 川 圭 子

署 名 議 員 中 間 建 二